

令和5年度

就学援助費の申請について

準要保護児童生徒就学援助は、家庭の経済的な理由により公立小中学校への就学が困難な児童生徒に対して、学用品費や給食費などの一部を援助する制度です。

就学援助を希望される方は、下記の要領により必要書類を添付の上、申請書を提出してください。また、今年度就学援助費支給の認定を受けている方で、令和5年度も支給を希望される方も必ず申請してください。

1 支給の対象となる方

次の(1)、(2)の条件全てに該当する方が対象です。

- (1) 美濃加茂市内に住所を有し、市立の小中学校または中学校に在学する児童及び生徒の保護者
(双葉中学校へ通うお子様の就学援助は、富加町教育委員会にご相談ください。)
- (2) 美濃加茂市の就学援助の認定基準のいずれかに該当する世帯(認定基準は以下のとおり)

申請理由	証明する書類(コピー可)
① 生活保護を受給している	不要
② 児童扶養手当の支給を受給している	1. 児童扶養手当証書
③ 生活保護が停止または廃止 (令和4年度中)	1. 2022年中の所得がわかるもの(※)
④ 市民税が非課税または減免を受けている (世帯全員)	1. 市民税・県民税課税証明書(最新のもの) 2. 2022年中の所得がわかるもの(※)
⑤ 個人事業税・固定資産税が減免されている	1. 減免決定通知書 2. 2022年中の所得がわかるもの(※)
⑥ 国民年金保険料が減免または国民健康保険料が減免もしくは徴収猶予されている	1. 減免決定通知書もしくは徴収猶予決定通知書 2. 2022年中の所得がわかるもの(※)
⑦ 経済的に困難、保護者の病気、死亡、失業、児童扶養手当の申請中など特別な事情がある *住宅ローン等の債務返済は考慮できません	1. 2022年中の所得がわかるもの(※) 2. 遺族年金を受給されている場合、遺族年金の受給金額がわかるもの

※要綱改正された場合は、支給対象となる申請理由等が変更になることがあります。

【⑦の認定基準のめやす】

家族構成(年齢)	世帯所得額
2人 母(39) 子(5・未就学)	約188万円
3人 父(39) 母(39) 子(7)	約270万円
4人 父(39) 母(39) 子(14) 子(4)	約330万円

世帯構成や年齢によって多少異なります。

※2022年中の所得がわかるものとは

次のいずれかです(コピー可)。

1. 令和4年分源泉徴収票
2. 令和4年分所得税の確定申告書(控)
3. 令和5年度市民税県民税申告書(控)
4. 令和5年度市民税県民税課税証明書(※R5.6月中旬～)

大人が複数いる世帯は、全員分必要です。

2 提出書類

(1) 令和5年度就学援助費支給申請書（お子様1名につき1枚）

※申請書は、各小中学校及び教育総務課（生涯学習センター内）にあります。

(2) 申請理由（②から⑦）が確認できる書類（コピー可・表面参照）

【次年度双葉中学校に入学される場合】

双葉中学校へ通うお子様の就学援助は、美濃加茂市・富加町中学校組合教育委員会（富加町）が実施します。申請につきましては、窓口となる富加町教育委員会（TEL：54-2111）へお問い合わせください。

3 提出先

上記書類（1）、（2）を各学校または教育総務課に提出してください。

4 申請期間

(1) 在校生（新小学校2年生～新中学校3年生）

令和5年 1月 4日 ～ 令和5年 1月 31日（必着）

今年度認定を受けている方でも
毎年申請が必要です！

【確定申告される方へ】

確定申告をすることで所得額が確定する方（自営業者など）が世帯内にいる場合に限り、申請期限を以下の日付といたします。この日付より後に確定申告を予定されている方は、お手数ですが直接教育委員会にお問い合わせください。

確定申告をされる方のいる世帯の申請期限：2月28日

(2) 小学校新1年生 令和5年 4月 1日 ～ 令和5年 4月 28日（必着）

(3) 随時の申請 令和5年 5月 2日 ～ 随時（申請受付した月の翌月1日から認定）

5 主な援助の内容 ※昨年度の額

新入学児童生徒 学用品・通学用品費	小：54,060円 中：60,000円	校外学習費 （宿泊有）	実費 （上限あり）	新入学生徒 学用品等準備費 （小学6年生のみ）	60,000円 （12月に支給）
学用品費 （1年生）	小：11,630円 中：22,730円	校外学習費 （宿泊無）	実費 （上限あり）		
学用品費 （1年生以外）	小：13,900円 中：25,000円	修学旅行費	実費 （上限あり）		
給食費	認定日以後の 給食費	自然学習 （スキー研修など）	実費 （上限あり）		

※新入学児童生徒学用品・通学用品費について、新入学児童（生徒）学用品等準備費の支給を既に受けている方への支給は行いません。

※新入学用品費は、年度当初に認定された場合のみ支給します。

※上記金額は年額です。7月、12月、3月の3回に分けての支給を予定しています。

6 注意事項

○就学援助は学校給食費や学校徴収金を免除するものではありません。

学校徴収金とは、校外活動費など学校で校長が徴収する就学に関する費用のことを言います。これらの費用は必ずお支払下さい。

7 お問い合わせ先

〒505-8606 美濃加茂市太田町 3425-1

美濃加茂市教育委員会教育総務課 TEL：0574-25-2111（内線 349）